

公益社団法人日本学校歯科医会

利益相反に関する規程

(目的)

第1条 日本学校歯科医会（以下、「本会」という。）は、児童生徒の健康づくりに寄与することを目的に、諸活動により得られた研究成果、知見を社会に公表、還元することを求められており、学校歯科保健活動を積極的に推進するに際しては、本会の役職員及び会員等は、利益相反が不可避免的に発生することを十分に認識し、適切に対応することが重要である。

この規程は、利益相反に関する基本的な考え方を策定することにより、本会の役職員及び会員等が利益相反の特徴を明確に理解した上で、学校歯科保健活動を公正かつ積極的に推進できる環境を整備することにより、利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は以下の各項によるものとする。

- 1 「本会会員等（以下、「会員等」という。）」とは、本会の役員、会員及び委員会委嘱委員等をいう。
- 2 「企業等」とは、本会以外の企業、団体又は個人事業主をいう。
- 3 「兼業」とは、企業等と取締役、理事、顧問、相談役、嘱託、従業員等の名目及び報酬の如何を問わず、利害関係にあることをいう。ただし、会員等が自ら経営又は勤務する診療所等及び所属する加盟団体等の歯科医師団体に所属する場合を除く。
- 4 「利益相反」とは、以下に掲げるものをいう。
 - (1) 個人としての利益相反とは、会員等が学校歯科保健活動に伴って得る利益と、教育・研究という会員等の責任が、衝突、相反している状況をいう
 - (2) 組織としての利益相反とは、会員等が学校歯科保健活動に伴って得る利益と、教育・研究という本会の社会的責任が、衝突、相反している状況をいう
- 5 「責務相反」とは、会員等が、兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本会における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。
- 6 利益相反問題の発生
会員等が、個人としての利益や責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に利益相反が問題となる。
- 7 本規程では、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反について利益

相反の対象とする。

(設 置)

第3条 前条の目的を達成するため、本会に「利益相反委員会」(以下、「委員会」という。)を置く。

(組 織)

第4条 委員会の構成組織について以下のように定め、委員は本会「研究倫理審査委員会」委員が兼務することとする。

- (1) 本会副会長 1名
 - (2) 本会常務理事 1名以上
 - (3) 本会理事 1名以上
 - (4) 倫理・法律を含む人文・社会科学の有識者(非会員) 1名以上
 - (5) 一般の立場を代表する外部の者(非会員) 1名以上
 - (6) その他、本会会長(以下、「会長」という。)が必要と認めた者(会員)若干名
- 2 委員会の委員は、男女両性により構成する。
 - 3 委員は、会長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、委嘱した会長の当該在任期間とする。ただし再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合は、これを補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
 - 6 委員会が必要と認めたときは、当該専門の事項に関する学識経験者に意見を聞くことができる。
 - 7 前項により委嘱された学識経験者は、審査の判定に加わることはできない。

(利益相反の管理対象)

第5条 本規程における管理は、以下の各号に掲げる行為をその対象とする。

- (1) 企業等との兼業活動をする行為
- (2) 臨床研究を実施する行為(他の研究者の研究に参加する場合を含む)
- (3) 共同研究や受託研究を実施する行為(他の研究者の研究に参加する場合を含む)
- (4) 公的研究費の交付を申請する行為及び公的研究費に係る研究事業を実施する行為(他の研究者の研究に参加する場合を含む)
- (5) 発明その他の技術を他に技術移転する行為(職務発明等として法人に譲渡した発明等が他に技術移転される場合を含む)

- (6) 企業等から一定額以上の物品を購入し、又は役務の提供を受ける行為
- (7) 外部から利益相反の弊害が生ずるかのように見られることが懸念される行為
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる行為のうち、利益相反管理を実施する必要性が乏しいと認められる相当の理由があるものについては、委員会が定めた基準に従い、利益相反管理の対象から除くことができる。
- 3 相当の理由がある場合、会員等以外の者による第1項各号の行為を利益相反管理の対象に加えることができる。

(自己申告すべき情報)

第6条 会員等は、利益相反状況の判断に必要となる下記の事項に関する情報を適宜、文書により報告しなければならない。

- (1) 兼業（活動内容及び収入）
- (2) 報酬、株式保有等の経済的利益
- (3) 会員等の自身に帰属する発明の技術移転とその実施料収入
- (4) 共同研究及び受託研究の受入れ状況
- (5) 寄附及び設備物品の供与
- (6) 利害関係にある者に対する施設・設備の利用提供
- (7) 利害関係にある者からの物品購入

(利益相反状況の調査)

第7条 委員会は、前条により提出された申告情報に基づき審査を行う。

- 2 委員会は、前項の調査にあたり必要と認められるときは、利益相反に関する状況の確認を以下の各号に掲げる方法により実施する。
 - (1) 会員等からの事情聴取
 - (2) 状況観察
 - (3) 助言指導等
 - (4) その他、必要と認められる方法

(審査)

第8条 委員会は、前条により実施した調査により、利益相反状況を審査する。

- 2 委員会は、提出された文書について疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、十分な調査、ヒアリングなどを行った上で改善勧告等の適切な措置を講ずる。
- 3 改善勧告に従わず、かつ説明責任が果たせない場合には、会長は理事会で審議の上、

研究調査の中止、学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、会長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、必要な措置を講じることができる。

(再審査の請求)

- 第9条** 申請者は、審査の結果に異議があるときは、本会が結果通知を发出した日より2週間以内に限り、会長に対して、理由を付した書面を提出する方法により再審査を求めることができる。
- 2 再審査の請求を受けた会長は、理事会に報告の上、速やかに委員会に審査を付託するものとし、審査判定は前条と同様とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、申請者は、再審査の結果に対しては、再度の審査を求められない。

(情報開示)

- 第10条** 委員会は、以下の各号について利益相反の管理状況について内外に開示する。
- (1) 利益相反規程等への取り組み状況を外部へ公開する。また、運用状況についても定期的の開示する
 - (2) 規程等を役職員及び会員等へ周知させるとともに、運用状況を定期的の開示する

(補 則)

- 第11条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、委員会が理事会と協議の上、別に定める。

(改 廃)

- 第12条** この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月8日から施行する。